

その他の者について（家計急変用）

**【申請者（生徒）の保護者等について】**

保護者等の住所	〒	ふりがな	
	電話	保護者等の氏名	
申請者（生徒）との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・申請者（生徒）本人・その他（ ）		
世帯区分 （※□に印を付けてください。）	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当します。		

**【保護者等の家計急変の状況について】**

(1) 次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	申請者(生徒)の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	申請者(生徒)本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 等

確認書類を添付する者（①～⑤）の氏名及び生徒との続柄

氏名	申請者（生徒）との続柄	氏名	申請者（生徒）との続柄

**【書類チェック欄（※申請書を提出する前にチェックしてください。）】**

- 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の原因が確認できるもの
- 課税証明書の写し、給与明細など、家計急変前の収入状況が確認できるもの
- 会社作成の給与見込、直近の給与明細（原則3か月分）、賞与明細書、又は賞与見込額に関する書類、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など、家計急変後の収入状況が確認できるもの
- 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など扶養親族の人数、年齢が確認できるもの

その他の者について（家計急変用）（裏面）

### 記入上の注意

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (2)①、②又は③に該当するときは、保護者全員の確認書類を添付してください。「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)②の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ハ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 留意事項

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。